

- ウ 違約金(遅延損害金) 年10.75%。但し請求するかどうかは知事の判断による。
- エ 連帯保証人 県内に住所を有する者で3人以上が必要である。
- オ 物件担保 必要である。
- カ 返済方法 20年以内(3年以内の据置期間を含む)の元利均等半年賦償還

(6) 契約書類の作成  
 金銭消費貸借契約を公正証書により作成する。

(7) 貸付及び滞納の概要

① 貸付実績

現在までに貸付対象となったのは1企業(会社)のみである。

また、その貸付実行は、

- ア 平成8年5月10日 3億5,000万円
  - イ 平成9年3月10日 2億円
- の2件である。

② 未収金の発生

ア 未収金の発生状況は表49のとおりである。  
 ただし、この金額には不払期日後に発生している遅延損害金は未調定のため含まれていない。

表49 収入未済額等の過去10年間の推移

年度	調定額	不払欠損額	収入未済額	前年度からの繰越分		
				調定額	不払欠損額	収入未済額
8	5,321,917	0	0	0	0	0
9	16,516,436	0	2,975,342	0	0	0
10	19,475,340	0	19,475,340	2,975,342	0	2,975,342

貸付金の返済期日は平成8年11月11日が第1回期日であり、同期日及び平成9年度の5月12日、9月10日、11月10日の各

期日には支払がなされているが、平成9年度である平成10年3月10日期日から以後の各支払期日に滞納が発生している。

イ 滞納の理由

業績不振により返済資金が不足した旨が債務者から申し立てられている。

ウ 返済予定額は、平成11年度は36,264,923円、平成12年度以降は毎年40,626,992円となっており、今後も滞納が続けば著しい速度で未収金額が累積してゆくことになる。

エ なお、当該貸付企業に対しては別途に中小企業設備近代化資金の貸付が2件あるが、これに対する平成10年度分の返済はなされており、10年度の未収金は発生していない。

(8) 滞納発生後における県の対応

ア 会社訪問を行い、平成11年3月15日付文書で支払督促をした。

イ 平成10年度末では未収金の回収額は0である。

ウ 連帯保証人に対する請求はなされていない。

エ 移転促進資金貸付金2件は、いずれも金銭消費貸借契約が公正証書で作成されており、その条項中に、貸付金の返済又は利息の支払を怠ったときは割賦支払期限をまたずに全額又は一部を直ちに支払請求できる旨の期限利益喪失条項がある。しかし、これまで、支払期日における不払を原因として期限利益を喪失をさせる請求はしていない。

オ また、公正証書には債務者及び連帯保証人は直ちに強制執行を受ける旨の強制執行受諾文言が存在する。しかし、公正証書による強制執行はなされていない。

(9) 未収金回収手続上の問題点

- ① 移転促進資金貸付金2件については各々不動産（土地、建物）に抵当権が設定されている。しかし、公正証書による強制執行あるいは抵当権の実行をすれば当該企業の事業運営に支障を及ぼすことになるとの配慮から、取立の権利行使には消極的である。
- ② 上記抵当権について保有していた優先的順位を、債務者と徳島県信用保証協会との保証委託取引にあたり、県は一部を劣後的順位に変更（土地につき第2順位を第4順位に、建物につき第2順位を第4順位に）をしている。
- ③ 3億5,000万円貸付（1回目貸付）の際の連帯保証人は、企業役員以外に会社外からも1名が徴求されている。  
しかし、2億円貸付（2回目貸付）の際の連帯保証人は役員のみである。  
連帯保証人の徴求にあたっては会社役員のみではなく、社外からの連帯保証人をとっておく配慮が必要と思われる。
- ④ 前記のとおり、このままの滞納が続けば未収額が急激に増加する。企業運営を考慮するにしても、連帯保証人の収入及び財産を調査し、資力を有する者に対して弁済を強く要求すべきである。

2 雑入（行政代執行費用）

(1) 行政代執行制度の概要

- ① 行政代執行とは、行政代執行法を根拠とし、法律又は行政庁により命ぜられた代替的行為（他人が代わってなすことのできる行為）について義務者がこれを履行しない場合に、行政庁が自らで義務者のなすべき行為をなし、または第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務

者から徴収するという方法による、行政上の強制執行である。

② 代執行の手続は次の四段階に分かれる。

ア 文書による戒告

相当の履行期限を定めて、その期限までに履行しないときは代執行をする旨を予め文書で戒告する。

イ 代執行令書による通知

義務者が戒告を受けても指定の期日までに義務を履行しないときは、代執行の時期、代執行に要する費用見積り額等を代執行令書をもって義務者に通知する。

ウ 代執行行為

行政庁は代執行期日に義務者に代わって自らで義務者のなすべき行為を行い、あるいは第三者にこれをさせる。

エ 代執行費用の徴収

代執行に要した費用を義務者から徴収するため、実際に要した費用額及び納期日を定めて、義務者に納付を命じる。

③ 義務者が費用を納付しないときは国税滞納処分の例によって徴収（差押）する。

(2) 根拠となる関連法令等

行政代執行法

土地収用法

(3) 用地補償課所管の行政代執行費用未収金の状況は表50のとおりである。

表 5 0 収入未済額等の過去 1 0 年間の推移

年度	調 定 額	不納欠損額	収 入 未 済 額	前年度からの繰越分		
				調 定 額	不納欠損額	収 入 未 済 額
元	2,207,498	0	2,207,498	0	0	
2	2,207,498	0	2,207,498	2,207,498	0	2,207,498
3	2,207,498	0	2,207,498	2,207,498	0	2,207,498
4	2,207,498	0	2,207,498	2,207,498	0	2,207,498
5	2,207,498	0	2,207,498	2,207,498	0	2,207,498
6	2,207,498	0	2,207,498	2,207,498	0	2,207,498
7	2,207,498	0	1,896,510	2,207,498	0	1,896,510
8	1,896,510	0	1,646,770	1,896,510	0	1,646,770
9	1,646,770	0	1,646,770	1,646,770	0	1,646,770
10	1,646,770	0	1,646,770	1,649,770	0	1,646,770

#### (4) 行政代執行の原因となった事実

藍住東中学校新築工事とこれに伴う農業用水路付替工事につき、起業者である藍住町は県知事から土地収用法第 2 6 条の事業認定の告示（同法第 3 条第 2 1 号及び第 5 号該当）を受け、徳島県収用委員会に対し裁決申請及び明渡裁決の申立てをした。昭和 6 3 年 1 1 月 1 7 日、収用委員会は当該土地所有者等 4 名（義務者ら）に対し昭和 6 4 年 1 月 6 日を物件移転、土地明渡し期限とする裁決をした。

しかし、義務者らは期限までに物件移転、土地明渡しをしなかったため、県知事は起業者からの請求にもとづき、土地収用法第 1 0 2 条の 2 第 2 項及び行政代執行法の規定により代執行を行うこととした。

#### (5) 行政代執行の手続

① 県は義務者らに対し収用委員会の裁決にしたがって土地明渡し期限までに物件を移転して土地を起業者に引渡すべき旨を 2 度にわたり通知した。

② 平成元年 3 月 8 日、義務者らに対し同年 3 月

31日までに物件移転及び土地明渡しをするように戒告した。

- ③ ②の履行がないので平成元年4月10日、県は行政代執行法第3条第2項にもとづき、平成元年4月16日から代執行を行う旨及び代執行費用見積額等を代執行令書により通知した。
- ④ 平成元年4月16日から同年4月28日の間に代執行を行った。
- ⑤ 代執行費用を平成2年4月13日までに納付するよう納付命令書で通知したが納付がなかった。

(6) 代執行費用未収金の回収手続

- ① 差押等の手続によって、義務者らのうち一部の者からの代執行費用支払があった。
- ② 義務者らから、収用委員会裁決の無効確認を求める行政訴訟、行政代執行手続における戒告処分と費用納付命令の取消を求める行政訴訟及び代執行手続により被ったとする損害賠償請求訴訟が提起されて、現在は裁判中である。

したがって、今後における代執行費用未収金の強制的取立については、裁判結果の確定した後、これを行う予定になっている。

## 第7 住宅課

### 1 県営住宅家賃

#### (1) 公営住宅制度の概要

- ① 公営住宅法第1条により、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し又は転貸して、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ② 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第1条により、中堅所得者等に対して、居住環境の良好な居住用賃貸住宅の供給を促進する措置を講じて、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与する。

#### (2) 根拠となる関連法令等

公営住宅法

同法施行令

同法施行規則

住宅地区改良法

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

同法施行令

同法施行規則

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例

徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

徳島県営住宅管理規則

徳島県借上公共賃貸住宅管理規則

県営住宅管理委託業務処理要領

#### (3) 住宅課が所管する県営住宅の種類

- ① 一般県営住宅 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例にもとづき、住宅に困窮する者に賃貸、転貸する。

- ② 借上公共賃貸住宅 徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例にもとづき、住宅に困窮している中堅所得者等に対し良質な住宅を賃貸、転貸する。

(4) 賃貸借の条件

- ① 入居者の収入
- ア 一般県営住宅  
入居者全員の月額所得合計（年収額から諸控除額を差引いて12で除した額）が200,000円以下であること。ただし、高齢者世帯、障害者世帯については268,000円以下
  - イ 借上公共賃貸住宅  
入居者全員の月額所得合計が200,000円以上601,000円以下であること。
- ② 月額家賃
- ア 一般県営住宅  
平成10年度末における最高額は62,000円、最低額は2,900円である。ただし、特別減額措置がある。
  - イ 借上公共賃貸住宅  
平成10年度末における最高額は80,000円、最低額は72,000円である。
- ③ 敷金 家賃の3ヵ月分
- ④ 連帯保証人 2名が必要。うち1人は県内居住者であること。
- ⑤ 明渡請求 家賃を3ヵ月分滞納した者



に対して明渡請求ができる。

⑥ 家賃改定

ア 平成9年4月1日施行にかかる徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の追加規定により、毎年度10月末日までに入居者から出される収入申告にもとづいて改定する（平成9年3月31日以前は家賃改定の時期が定められておらず、長期間にわたり賃料の改定がなされないことがあった。）

イ 同改正条例により、入居者からの収入申告がない場合には、家賃を近傍同種の住宅の家賃（民間家賃）と同一額にする。

⑦ 入居承継

県営住宅建替の場合は住宅の使用契約関係には変動がない。入居者の死亡あるいは退去によって入居承継者が引き続き住宅を使用する場合には入居承継承認申請書が提出されて、入居名義人と県との間の新たな契約関係が開始する。

新契約にはあらためて2名の連帯保証人が徴求されている。

(5) 住宅及び家賃の管理状況

- ① 徳島県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、県営住宅の管理業務のため県営住宅管理センターを設置している。

② 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例第64条及び徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第26条の規定により、徳島県と公社は、県営住宅の管理に関し次の内容の委託契約を結んでいる。

ア 委託期間は1年間（ただし、期間満了により順次に更新している。）

イ 公社は県営住宅の入居・退去の事務、収入認定の事務、家賃・敷金の事務、家賃滞納整理の事務、修繕の事務などの諸事務を受託して業務を行う。

ウ 委託業務のため公社へ支払う経費は、平成10年度は432,202,000円（内20,581,046円は消費税及び地方消費税）である。

③ 家賃等納入手続

ア 家賃の口座振替分については、毎月末に入居者の口座から県の口座（財務会計）に自動的に引き落としされる。財務会計の収納データは、フロッピーディスクにより財務会計システムから県営住宅電算システムに移されている。

イ 家賃の納付書納付分については、県が納入通知書を公社に送付し、公社が管理人を通じて入居者に納入通知書を配布する。入居者から納付があれば、県は収入済通知書を公社に送付し、公社は、県営住宅電算システムに入力している。

ウ 敷金については、入居説明会において、県及び公社が納付書を手渡し、その場で金融機関が収納している。

(6) 入居者の収入申告手続と収入調査

① 毎年、全入居者を対象に公社が収入区分のための申告用紙を配布し、回収する。

平成10年度家賃改定のための収入申告として、平成9年10月ころに行った収入調査では、表51のとおり、入居者からの収入申告率は91.7%であり、未申告率は8.3%であった。

表 5 1 平成 1 0 年度収入区分別の入居者数

	収入区分	件数	割合
I	～123000	2,542	58.2%
II	123,001～153,000	407	9.3%
III	153,001～178,000	288	6.6%
IV	178,001～200,000	203	4.7%
V	200,001～238,000	211	4.8%
VI	238,001～268,000	104	2.4%
VII	268,001～322,000	116	2.7%
VIII	322,001～	133	3.0%
	未申告	363	8.3%
	合計	4,367	100.00%

- ② 平成 1 1 年度家賃改定のための収入申告として、平成 1 0 年 1 0 月ころに行った収入調査では、表 5 2 のとおり、収入申告率は 90.5% であり、未申告率は 9.5% であった。

表 5 2 平成 1 1 年度収入区分別の入居者数

	収入区分	件数	割合
I	～123000	2,576	57.8%
II	123,001～153,000	407	9.1%
III	153,001～178,000	259	5.8%
IV	178,001～200,000	199	4.5%
V	200,001～238,000	210	4.7%
VI	238,001～268,000	115	2.6%
VII	268,001～322,000	106	2.4%
VIII	322,001～	158	3.6%
	未申告	424	9.5%
	合計	4,454	100.00%

- ③ いずれの収入調査においても、入居者の収入区分に対応した入居割合はほぼ似通っているが、

平成11年度家賃改定の収入調査（調査手続は平成10年10月ころ）の方が、平成10年度に比べて収入未申告者数及び未申告率がともに増加している。

- ④ 収入申告、調査手続を経て、県から公社へ改定後の家賃通知書を送付する。改定家賃額について対象者から公社を介して意見申出があり、改定決定を更正するときには、県は更正決定通知書を公社へ送付する。

(7) 家賃の未収状況

- ① 借上公共賃貸住宅については家賃滞納はこれまで発生していない。そこで、本監査は一般県営住宅の家賃滞納金（未収金）について行った。
- ② 過去10年間における一般県営住宅の家賃滞納の状況は表53のとおりである。

表53 家賃収入未済額等の過去10年間の推移

年	調 定 額	不 納 額	収入未済額	前年度からの繰越分			新規未収額
				調 定 額	不 納 額	収入未済額	
元	993,263,743	0	78,182,957	70,106,568	0	52,162,317	26,020,640
2	1,034,106,505	0	85,527,430	78,182,957	0	59,467,812	26,059,618
3	1,090,807,595	0	92,139,213	85,527,430	0	64,638,727	27,500,486
4	1,146,046,976	0	98,346,509	92,139,213	0	70,391,003	27,955,506
5	1,200,827,734	0	106,951,518	98,346,509	0	75,905,391	31,046,127
6	1,344,035,258	0	134,643,923	106,951,518	0	88,029,406	46,614,517
7	1,411,883,359	0	162,849,438	134,643,923	0	105,627,240	57,222,198
8	1,459,612,009	0	179,952,922	162,849,438	0	123,355,549	56,597,373
9	1,493,503,765	0	203,817,387	179,952,922	0	144,068,279	59,749,108
10	1,300,156,787	0	237,567,417	203,817,387	0	168,703,277	68,864,140

家賃未収金累積額はこの10年間で約3倍に増加している。

また、各年度における新規滞納発生額も10年間で約2.6倍と増加している。

- ③ 平成9年度末、10年度末における滞納家賃額の発生年度別内訳は表54、表55のとおりである。

表54 平成9年度末

年度	滞 納 家 賃	
	件数	金 額
47	1	23,900
48	1	15,793
49	3	95,200
50	5	107,420
51	5	130,100
52	4	164,554
53	10	620,177
54	16	862,280
55	23	1,052,319
56	27	988,414
57	36	2,973,602
58	44	3,559,635

年度	滞 納 家 賃	
	件 数	金 額
59	52	4,061,908
60	29	2,561,740
61	29	3,600,329
62	36	4,560,340
63	34	4,207,138
元	50	5,817,790
2	40	4,558,178
3	53	6,286,992
4	60	8,081,572
5	86	9,544,874
6	135	17,809,594
7	177	26,407,477
8	240	35,976,953
9	508	59,749,108
計	1704	203,817,387

表55 平成10年度末

年度	滞 納 家 賃	
	件数	金 額
47	1	23,900
48	1	15,793
49	3	95,200
50	5	107,420
51	5	130,100
52	4	164,554
53	10	620,177
54	16	862,280
55	23	1,052,319
56	27	988,414
57	36	2,973,602
58	44	3,477,735

年度	滞 納 家 賃	
	件 数	金 額
59	52	3,668,308
60	29	2,561,740
61	29	3,249,129
62	36	3,713,140
63	32	3,488,038
元	49	5,071,850
2	40	3,759,778
3	48	5,329,092
4	56	6,957,562
5	81	8,482,454
6	123	16,140,709
7	155	23,684,053
8	192	30,217,363
9	278	41,868,567
10	659	68,864,140
計	2034	237,567,417

- (8) この10年間で、家賃未収金累積額が約3倍に増加し、毎年新規発生する家賃未収額が約2.

6倍に増加した事実は表53で説明した。

ところで、10年間に於ける県営住宅の管理戸数及び入居戸数ならびに年間家賃総額の比較をしたものが表56、表57である。

表56 過去10年間の管理戸数と入居戸数  
(毎年4月1日現在調)

年度	管理戸数	入居戸数
2	4 5 8 5	不明
3	4 7 4 7	不明
4	4 7 9 2	不明
5	4 8 1 6	4 4 8 6
6	4 8 3 4	4 4 5 5
7	4 8 8 9	4 3 4 2
8	4 8 5 9	4 3 3 3
9	5 0 4 7	4 2 9 6
10	4 9 4 9	4 4 8 2
11	4 9 8 2	4 4 3 5

表57 過去10年間の年間家賃総額

年度	調 定 額	収 入 額
元	923,157,175	897,136,535
2	955,923,548	929,863,930
3	1,005,280,165	977,779,679
4	1,053,907,763	1,025,952,257
5	1,102,481,225	1,071,435,098
6	1,237,083,740	1,190,469,223
7	1,277,239,436	1,220,017,238
8	1,299,229,559	1,242,632,186
9	1,313,550,843	1,253,801,735
10	1,096,339,400	1,027,475,260

これらの分析によれば、家賃未収金の増加の原因は住宅戸数の増加及び家賃額の高低とは関連性がなく、他の要因（例えば所帯収入の低下あるいはモラ

ルハザード)によるものと思料される。

(9) 家賃滞納者と収入未申告者の関連性

- ① 各年の収入調査における未申告者の割合は1割未満にとどまっているが、家賃滞納者における未申告者の割合は高率である。平成10年度家賃滞納者における収入未申告者数のデータが作成できないので、便宜上、平成11年7月12日現在の調査データを用いたが、平成10年度においても、ほぼ同様の内容であったことが強く推定される。
- ② 家賃滞納者のうち、12カ月分以上の滞納者につきその収入状況を調査したところ、表58のとおりであった。収入未申告者が54.7%を占めていた。

表58 12カ月分以上家賃滞納者収入区分(平成11年7月12日現在)

	収入区分	件数	割合
I	~123000	77	33.2%
II	123,001~153,000	8	3.4%
III	153,001~178,000	6	2.6%
IV	178,001~200,000	6	2.6%
V	200,001~238,000	3	1.3%
VI	238,001~268,000	3	1.3%
VII	268,001~322,000	—	—%
VIII	322,001~	2	0.9%
	未申告	127	54.7%
	合計	232	100.00%

- ③ そこで、更に長期にわたる家賃滞納月数と入居者の収入状況を分析したところ、結果は表59ないし62のとおりであった。



表 5 9 2 4 力月分以上家賃滞納者収入区分(平成11年7月12日現在)

	収入区分	件 数	割 合
I	0~123000	3 7 件	2 0 . 3 %
II	123001~153000	5 件	2 . 7 %
III	153001~178000	4 件	2 . 2 %
IV	178001~200000	2 件	1 . 1 %
V	200001~238000	一 件	— %
VI	238001~268000	2 件	1 . 1 %
VII	268001~322000	一 件	— %
VIII	322001~	2 件	1 . 1 %
	未 申 告	7 2 件	3 9 . 6 %
	退 去 済	5 8 件	3 1 . 9 %
	合 計	1 8 2 件	1 0 0 . 0 0 %

表 6 0 3 6 力月分以上家賃滞納者収入区分(平成11年7月12日現在)

	収入区分	件 数	割 合
I	0~123000	1 6 件	1 6 . 8 %
II	123001~153000	2 件	2 . 1 %
III	153001~178000	一 件	— %
IV	178001~200000	一 件	— %
V	200001~238000	一 件	— %
VI	238001~268000	一 件	— %
VII	268001~322000	一 件	— %
VIII	322001~	1 件	1 . 1 %
	未 申 告	4 4 件	4 6 . 3 %
	退 去 済	3 2 件	3 3 . 7 %
	合 計	9 5 件	1 0 0 . 0 0 %

表 6 1 4 8 カ月分以上家賃滞納者収入区分(平成11年7月12日現在)

	収入区分	件 数	割 合
I	0~123000	9 件	1 4 . 3 %
II	123001~153000	一 件	— %
III	153001~178000	一 件	— %
IV	178001~200000	一 件	— %
V	200001~238000	一 件	— %
VI	238001~268000	一 件	— %
VII	268001~322000	一 件	— %
VIII	322001~	1 件	1 . 6 %
	未 申 告	3 1 件	4 9 . 2 %
	退 去 済	2 2 件	3 4 . 9 %
	合 計	6 3 件	1 0 0 . 0 0 %

表 6 2 6 0 カ月分以上家賃滞納者収入区分(平成11年7月12日現在)

	収入区分	件 数	割 合
I	0~123000	3 件	1 0 . 0 %
II	123001~153000	一 件	— %
III	153001~178000	一 件	— %
IV	178001~200000	一 件	— %
V	200001~238000	一 件	— %
VI	238001~268000	一 件	— %
VII	268001~322000	一 件	— %
VIII	322001~	一 件	— %
	未 申 告	1 7 件	5 6 . 7 %
	退 去 済	1 0 件	3 3 . 3 %
	合 計	3 0 件	1 0 0 . 0 0 %

- ④ これらの表から、退去済者を除き現に入居している者について、家賃滞納月数と収入未申告者との対応関係をみれば表 6 3 のとおりである。

表 6 3

家賃滞納月数	収入未申告件数	入居戸数に対する割合
1 2ヶ月以上	1 2 7 件	5 4 . 7 %
2 4ヶ月以上	7 2 件	5 8 . 0 %
3 6ヶ月以上	4 4 件	6 9 . 8 %
4 8ヶ月以上	3 1 件	7 5 . 6 %
6 0ヶ月以上	1 7 件	8 5 . 0 %

この表によれば、1年(12ヵ月)分以上滞納者における収入未申告者の割合は54.7%であったのが、滞納月数が増すにしたがって割合が増加し、5年(60ヵ月)分以上滞納者では85.0%になっている。すなわち、長期家賃滞納者と収入未申告者との間に有意の関連があることが判明した。

(10) 家賃滞納の発生後における県の対応

① 県から住宅管理センターへ滞納状況一覧表を送付し、同センターが滞納者に納入指導をする。

② 対応状況

ア 2ヵ月分滞納者

管理センター所長名の文書を巡回指導員が持参して戸別訪問し、入居者に納入指導をしている。

イ 3ヵ月分滞納者

県住宅課長名による納入催告文書を入居者に郵送している。

ウ イの催告に応じない者

住宅課職員、管理センター職員が共同で入居者に夜間特別納入指導をしている。

エ 6ヵ月分以上又は10万円以上滞納者

管理センターへ入居者を呼出して納入指導をする。連帯保証人に通知している。

オ 36ヵ月分以上又は100万円以上滞納者  
住宅課へ入居者及び連帯保証人を呼出して

納入指導をしている。

カ オの呼出、納入指導に応じない者

入居者及び連帯保証人に、知事名で内容証明郵便による催告及び明渡請求通知をしている。

キ カに応じない者

賃貸借契約解除による家屋明渡及び家賃支払請求訴訟を裁判所へ提起をしている。

(Ⅳ) 使用損害金の発生

- ① 賃貸借契約の解除後で住宅明渡しがあるまでの間に発生する使用損害金（不法占拠期間の損害金）は、近傍同種の住宅家賃（民間家賃）の2倍相当額を徴収するが、明渡し請求手続中における使用損害金は未収家賃として計上されず、また明渡し完了時までは損害金額が確定しないので調定されない。したがって、表53ないし55を見る際には、県からの請求金額の総額を考察するにあたり、収入未済額に計上されていない使用損害金はその背景に隠れていることを知る必要がある。
- ② なお、住宅明渡し後に確定できた使用損害金及びその未収金は表64のとおりである。  
つまり、使用損害金についてはほとんどが未収となっている。

表64 使用損害賠償金

年	調定額	不納欠額	収入未済額	前年度からの繰越分		
				調定額	不納欠額	収入未済額
元	1,684,699	0	1,684,699	1,684,699	0	1,684,699
2	1,855,789	0	1,855,789	1,684,699	0	1,684,699
3	2,171,206	0	2,112,852	1,855,789	0	1,855,789
4	2,112,852	0	2,112,852	2,112,852	0	2,112,852
5	2,112,852	0	2,112,852	2,112,852	0	2,112,852
6	2,112,852	0	2,112,852	2,112,852	0	2,112,852
7	2,112,852	0	2,112,852	2,112,852	0	2,112,852
8	7,621,591	0	4,726,898	2,112,852	0	2,112,852
9	4,726,898	0	4,573,251	4,726,898	0	4,573,251
10	4,573,251	0	3,873,251	4,573,251	0	3,873,251

③ 平成9年度末、10年度末における使用損害金未収金の発生年度別内訳は表65、表66のとおりである。

表65 平成9年度末

年度	損害賠償金	
	件数	金額
49	1	86,278
52	1	26,580
53	1	133,974
54	4	329,983
55	1	16,989
56	5	1,003,373
57	1	87,522
2	1	171,090
3	1	257,063
8	4	2,460,399
計	20	4,573,251

表66 平成10年度末

年度	損害賠償金	
	件数	金額
49	1	86,278
52	1	26,580
53	1	133,974
54	4	329,983
55	1	16,989
56	5	1,003,373
57	1	87,522
2	1	171,090
3	1	257,063
8	4	1,760,399
計	20	3,873,251

(12) 家賃滞納金（未収金）回収における問題点

① 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例第41条第1項第2号では、家賃3カ月分以上滞納したときは明渡しを請求することができる

されている。しかし、県の対応基準は36カ月分以上又は100万円以上の滞納者に対して初めて明渡し請求をすることになっている。

② 現実に明渡し訴訟手続にまで進んだ事案を見ると、

ア 平成8年度は4件で、滞納期間が最短ケースでも50カ月分(最長ケースは83カ月分)、滞納家賃額の最低は769,579円(最高額は2,265,900円)が対象となった。

イ 平成10年度は5件で、滞納期間の最短ケースは52カ月(最長ケースは101カ月分)、滞納家賃額の最低は2,226,780円(最高額は2,765,100円)が対象となった。

③ 県営住宅には入居希望者が多い。それが、このように長期家賃滞納者によって占有され、長期にわたって住民の利用が制限されているのは、公物の利用関係における著しい不平等である。また家賃の滞納がきわめて長期に至るまで賃貸借契約が解除されずにいることは、他の入居者におけるモラルハザードの原因となる。

④ 長期家賃滞納者につきその収入を調査した結果である表58ないし62についてはすでに述べた。

ア これらの表によれば、毎年1回の収入申告調査手続に応じない収入未申告者の割合が異状に高いことから、長期滞納の理由が世帯収入の低額、あるいは極度の貧困によるものばかりとは考えられない。

イ 長期滞納と収入額との相関関係がないとすれば、毎年1回の収入申告調査手続を完全に履行して、未申告者に対し民間の近傍同種住宅家賃額を基準とする額、あるいはこれと同

一額を家賃とするのみでは問題は解決しない（家賃増額をしても不払とするのであれば結果は同様である。）。現に、長期滞納者の家賃は近傍同種家賃を基準とする額にしているが、これが滞納の抑止力とはなっていない。

ウ しかも、このような未申告者の中には賃貸借条件としての収入月額を大幅に上回る収入を得ている者がいることも思慮される。入居後の収入増大が直ちに賃貸借契約の解除事由とはされていないが、入居条件となる収入額を上回る収入を得ている入居者は住宅を明け渡すように努めなければならないし、また高額所得者に対しては知事から明渡しを請求するものとされている。しかし、収入が未申告であればこれらの規定が適用できない。

したがって、家賃を滞納する収入未申告者に対しては、家賃滞納にもとづき早期に契約を解除して、住宅の明渡しを請求すべきである。

エ 家賃の納入期限後における延滞金については、滞納者が生活困窮者であるとしてこれまで請求、徴収をしていない。

しかし、上記のとおり家賃滞納と収入額との間に関連性がなく、特に収入未申告者の場合には延滞金を併せて請求すべきである。

⑤ 訴訟手続に至る前の段階で連帯保証人に滞納家賃額の支払を請求した例はない。

しかし、家賃滞納の発生後には滞納者のみならず連帯保証人にも請求すべきである。

## 2 県営住宅敷金

### (1) 敷金制度の概要

#### ① 県営住宅敷金等管理特別会計

敷金等管理特別会計は、住宅課所管にかかる

一般県営住宅及び借上公共賃貸住宅の敷金、ならびに労政訓練課所管の中小企業従業員住宅保証金の運営についての会計であるが、本監査ではこのうち住宅課所管の敷金について検討を行う。

- ② 県営住宅及び借上公共賃貸住宅に入居する際に入居者から家賃の3カ月分を敷金として受け入れ、入居者の債務を担保することが目的である。敷金の財産運用によって得た利益金は、入居者の共同利便となる共同施設建設等に充てる。
- ③ 敷金減免者の適用はない。また、入居後の家賃の変更にともなう敷金の見直しはない。

(2) 根拠となる関連法令等

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例

徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例

(3) 敷金未収金の発生原因

- ① 県営住宅の建替事業において、入居者は旧建物での敷金額と新建物での敷金額との差額を納入すべきこととなるが、入居者の収入が少なく差額金の納入が出来ないことで未収金が生じる。
- ② 入居者の死亡あるいは退去により、同居者が賃貸借契約を承継するときに敷金額を新たに決定するが、その際に新敷金額が従来敷金額を上回る場合に未収金が生じる。
- ③ 借上公共賃貸住宅については敷金未収金の発生はない。

(4) 敷金の未収状況

- ① 敷金未収金の発生状況は表67のとおりである。



表67 敷金

年度	調定額	不納欠損額	収入未済額	前年度からの繰越分		
				調定額	不納欠損額	収入未済額
元	26,750,530	0	2,267,350	2,094,650	0	1,863,250
2	37,065,050	0	2,589,850	2,267,350	0	1,977,150
3	29,043,750	0	2,767,950	2,589,850	0	2,349,950
4	33,679,350	0	3,026,150	2,767,950	0	2,653,150
5	30,844,650	0	3,600,150	3,026,150	0	3,000,150
6	26,306,150	0	4,353,950	3,600,150	0	3,510,350
7	38,308,650	0	5,364,950	4,353,950	0	4,216,650
8	40,971,450	0	6,159,150	5,364,950	0	5,333,650
9	42,244,050	0	5,328,850	6,159,150	0	4,180,350
10	38,017,650	0	5,283,650	5,328,850	0	4,680,250

※借上公共賃貸住宅は未収金が0である。

- ② 平成9年度末、10年度末における敷金未収金の発生年度別内訳は表68、表69のとおりである。

表68 平成9年度末

年度	敷 金	
	件 数	金 額
56	1	30,800
57	1	30,800
58	3	89,800
59	3	87,600
60	4	116,200
61	11	234,300
62	11	256,850
63	12	289,200
元	3	96,300
2	7	180,400
3	14	322,800
4	13	318,000
5	9	248,200
6	14	400,100
7	28	800,500
8	24	678,500
9	44	1,148,500
計	202	5,328,850

表69 平成10年度末

年度	敷 金	
	件 数	金 額
56	1	30,800
57	1	30,800
58	3	89,800
59	3	87,600
60	4	116,200
61	11	234,300
62	11	256,850
63	12	289,200
元	3	96,300
2	7	180,400
3	14	322,800
4	13	318,000
5	9	248,200
6	10	320,600
7	20	609,900
8	17	528,300
9	32	920,200
10	18	603,400
計	189	5,283,650

(5) 敷金未収金に対する県の対応

「県営住宅の建替に伴う家賃の減額及び敷金徴収猶予基準」にもとづき、旧建物と新建物での敷金額の差額金を3年に分割して年賦徴収することにしてきた。しかし、平成10年4月1日適用の新基準では差額金を一括徴収することとし、特にやむをえない事情がある場合のみ、3年分割払いで徴収することになった。

また、この敷金徴収基準は、入居者の死亡あるいは退去によって、入居承継者が負担する敷金差額金の徴収にも事実上適用されている。

(6) 敷金未収金回収における問題点

- ① 未収発生後において敷金滞納者への督促通知をなすかどうか、なすとしてもどのような方法

で行うかは特に定めがない。

- ② これまでに、連帯保証人に対して支払請求をした例はない。

### 3 雑入（行政代執行費用）

#### (1) 行政代執行制度の概要

前記第6用地補償課の2雑入（行政代執行費用）

- (1) 行政代執行制度の概要（93頁）において述べたとおりである。

#### (2) 根拠となる関連法令等

行政代執行法

（旧）住宅地造成事業に関する法律

行政不服審査法

- (3) 住宅課所管の行政代執行費用未収金の状況は表70のとおりである。

表70 行政代執行費用収入未済額

年度	調定額	不納欠損額	収入未済額	備考
8	0	0	0	
9	0	0	0	
10	58,121,700	0	58,121,700	災害防止工事:37,310,700 恒久対策調査:20,811,000

#### (4) 行政代執行の原因となった事故の発生

平成9年9月16日から17日にかけての台風19号に伴う豪雨により、徳島市八万町中津山4番地3ほかの住宅地造成事業現場において、擁壁及び法面の崩壊事故が生じた。

県が調査したところ次の事実がわかった。

- ① 崩壊箇所及びその周辺箇所において擁壁の強度が不足しているとともに、擁壁上部の法面が著しく不安定なため、再度の豪雨により新たな崩壊が生じる危険性が大きい。
- ② 幹線排水路にクラックの発生が多く見られ、十分な強度に達していない。

そこで、住宅地造成事業の工事が、(旧)住宅地造成事業に関する法律によって認可を受けた工事計画に従っていないと認められ、同法第5条第2項に定める災害の防止のための措置を講じる必要があるとの結論に至った。

(5) 行政代執行の手続

- ① 当該住宅地造成事業の開発事業主とみなされる者及び死亡した事業者の相続人(義務者ら)に対し、工事が認可された事業計画に従って施工されていないことを理由として、応急的な災害防止対策工事及び恒久的な災害防止対策の調査を実施する様に戒告した。
- ② ①の着手がないので、行政代執行法第2条の規定にもとづき代執行を実施すること及びその費用を義務者らから徴収する旨を代執行令書をもって通知した。
- ③ 平成10年5月12日から同年8月31日まで、代執行として擁壁、山腹補強のための仮設防護柵設置等の安全対策工事を行った。
- ④ 県は義務者らに対し③の代執行に要した費用58,121,700円(災害防止工事費用37,310,700円、恒久対策費用20,811,000円)を平成10年11月27日までに県へ納付するよう納付命令書で通知した。

(6) 行政代執行費用の支払督促

- ① 義務者らが前記代執行費用を支払わなかったため、県は平成11年1月17日までにこれを納付するよう督促通知を発した。
- ② 義務者らが①の督促にもとづく納付をしなかったため、県は平成11年3月12日までに納付しなければ国税滞納処分の例による差押えをする旨の通知を発し、また平成11年5月21日までに代執行費用を納付するよう第2回目の催

告通知を發した。

(7) 代執行費用未収金の今後における回収手續

義務者らから、行政不服審査法にもとづき、行政代執行に関する上記行政処分の取消を求める建設大臣あての審査請求申立があり、現在は建設省で審理中である。

したがって、審査の進行状況も見極めながら、回収手續を進めていく予定になっている。

## 第 8 結 語

本報告書は、これが徳島県監査委員によって公表され、徳島県民に広く読まれることを予定している。このため、各未収金の実情について、制度の概要、関連法令、実際になされている貸付手續や回収手續及びこれらについての問題点などを、煩をいとわずに、時には繰り返し説明した。

外部監査の目的は県民による県への信頼を確保し、県民の自己決定意識を促して地方分権を促進させることにある。

この報告書が県から県民への説明責任の一端に連なり、県における事務手續の透明性をさらに高めることを期待するものである。

## 第 9 利 害 関 係

包括外部監査人は、本監査のテーマにつき地方自治法第 252 条の 29 に定めた利害関係はない。

税目	調定額		収入額		損額		過誤納額		収入未済額		収入歩合	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	本年度	前年度
県民税	個人	0	12,223,838,318	0	11,369,518,826	0	360,744	0	0	853,958,748	93.0	94.3
	法人	25,586	4,480,243,798	25,379	4,455,428,888	45	7,905,094	0	162	16,909,816	99.4	99.4
	利子割	5,149	2,228,128,530	5,149	2,228,128,530	0	0	0	0	0	100.0	100.0
計	30,735	18,932,210,646	30,528	18,053,076,244	45	8,265,838	0	162	870,868,564	95.4	96.2	
事業税	個人	15,687	1,012,410,303	15,254	976,870,131	29	2,211,900	0	404	33,328,272	96.5	96.7
	法人	12,363	21,622,909,295	12,267	21,478,435,550	12	34,055,900	0	84	110,417,845	99.3	99.3
	計	28,050	22,635,319,598	27,521	22,455,305,681	41	36,267,800	0	488	143,746,117	99.2	99.2
地方消費税	譲渡割	0	8,499,024,935	0	8,499,024,935	0	0	0	0	0	100.0	100.0
	貨物割	0	295,294,604	0	295,294,604	0	0	0	0	0	100.0	100.0
	計	0	8,794,319,539	0	8,794,319,539	0	0	0	0	0	100.0	100.0
不動産取得税	(11,954)	3,310,117,152	11,360	3,145,235,504	35	14,845,273	0	0	0	150,036,375	(95.0)	(96.1)
	12,928	3,453,301,682	11,360	3,145,235,504	35	14,845,273	0	0	0	293,220,905	91.1	92.9
県たばこ税	56	1,467,405,110	56	1,467,405,110	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
ゴルフ場利用税	168	575,959,625	168	575,959,625	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
特別地方消費税	12,356	431,398,877	10,564	412,875,755	40	453,677	0	0	1,752	18,069,445	95.7	95.1
自動車税	372,029	11,814,072,602	360,278	11,444,058,127	1,582	46,996,502	0	0	10,169	323,017,973	96.9	96.8
鉦区税	55	1,855,000	55	1,855,000	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
狩猟者登録税	2,733	22,389,500	2,733	22,389,500	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
自動車取得税	44,185	2,920,486,500	44,185	2,920,486,500	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
軽油引取税	1,760	8,802,637,380	1,727	8,782,113,658	17	974,130	0	0	16	19,549,592	99.8	99.9
入猟税	2,733	17,463,500	2,733	17,463,500	0	0	0	0	0	0	100.0	100.0
旧法による税料	273	5,081,694	36	745,782	44	408,232	0	0	193	3,927,680	14.7	12.9
	(507,087)	79,730,716,723	491,944	78,093,289,525	1,804	108,211,452	0	0	(13,339)	(1,529,215,746)	(97.9)	(97.9)
合計	508,061	79,873,901,253	491,944	78,093,289,525	1,804	108,211,452	0	0	14,313	1,672,400,276	97.8	97.8

備考 1 この決算書は、現年課税分、滞納課税分、及び控除ごとに作成する。  
 2 件数は、納税通知書一通(申請納付及び納入のもの)にあっては、申請書及び更正状(滞納通知書)ごとに1件として計算される。ただし、個人事業税で納税を分けているものは、1期を1件として計算される。  
 3 ( )内は、不動産取得税のうち森林の一括課税(生納課税)に係るものを指したものである。

別表B

事務所別調定収入状況総括表

事務所	調定額		収入額		欠限額		過出納額		未済額		収入差合	
	件数(出)	税額(円)	件数(出)	税額(円)	件数(出)	税額(円)	件数(出)	税額(円)	件数(出)	税額(円)	本年度(円)	前年度(円)
徳島財務事務所	現	(239,872)	(56,292,852,667)	236,237	55,946,224,109	10	223,200	0	0	(3,225)	(346,104,785)	(99.4)
	滞	(239,876)	56,299,458,594	236,237	55,946,224,109	10	223,200	0	0	(3,629)	353,011,285	99.4
	計	(9,821)	(1,031,583,925)	2,396	215,980,488	1,184	47,165,343	0	0	(6,646)	(768,438,097)	(20.5)
鳴門財務事務所	現	(250,102)	(57,418,862,329)	239,633	56,162,204,597	1,194	47,388,543	0	0	(9,865)	(1,114,842,879)	(98.0)
	滞	(28,921)	(4,971,924,540)	28,692	4,936,125,983	0	0	0	0	(229)	(35,798,557)	(99.3)
	計	(28,925)	(4,972,239,440)	28,692	4,936,125,983	0	0	0	0	(229)	(35,798,557)	(99.3)
阿南財務事務所	現	(41,705)	(5,281,627,293)	28,792	4,953,157,677	66	2,620,870	0	0	(588)	(159,750,920)	(97.1)
	滞	(41,708)	5,286,339,593	41,397	5,232,886,388	1	5,300	0	0	(307)	(48,735,605)	(99.1)
	計	(1,132)	(132,460,232)	236	26,474,353	181	46,016,278	0	0	(602)	(50,492,271)	(21.5)
日和佐財務事務所	現	(10,909)	(851,432,851)	10,842	846,637,043	0	0	0	0	(67)	(4,795,798)	(99.4)
	滞	(10,911)	851,464,741	10,842	846,637,043	0	0	0	0	(69)	4,827,698	99.4
	計	(11,065)	(867,380,332)	29	2,568,626	14	1,039,300	0	0	(113)	(9,359,567)	(19.7)
川島財務事務所	現	(34,674)	(2,544,032,411)	34,437	2,528,452,659	0	0	0	0	(237)	(15,422,052)	(99.3)
	滞	(34,679)	2,544,032,411	34,437	2,528,452,659	0	0	0	0	(237)	(15,422,052)	(99.3)
	計	(35,309)	(2,596,654,406)	34,534	2,537,721,230	148	4,512,416	0	0	(77)	(4,512,416)	(97.7)
私町財務事務所	現	(23,017)	(2,286,275,527)	22,849	2,271,936,320	3	4,500	0	0	(165)	(14,274,207)	(99.4)
	滞	(23,020)	2,286,358,127	22,849	2,271,936,320	3	4,500	0	0	(168)	(14,356,807)	99.4
	計	(351)	(36,395,694)	41	7,005,138	92	3,254,574	0	0	(216)	(26,135,982)	(19.2)
池田財務事務所	現	(22,981)	(2,165,352,149)	22,874	2,156,238,980	5	34,200	0	0	(102)	(9,078,969)	(99.6)
	滞	(22,981)	2,165,352,149	22,874	2,156,238,980	5	34,200	0	0	(102)	(9,078,969)	(99.6)
	計	(23,415)	(2,323,669,381)	22,901	2,162,774,753	36	1,232,371	0	0	(204)	(29,859,768)	(98.6)
自動車税事務所	現	(92,341)	(3,908,588,189)	84	2,725,100	68	2,094,400	0	0	(396)	(11,536,789)	(16.7)
	滞	(92,341)	3,908,588,189	84	2,725,100	68	2,094,400	0	0	(396)	(11,536,789)	(16.7)
	計	(493,868)	(78,285,571,055)	488,934	77,805,719,782	20	310,100	0	0	(4,934)	(491,447,073)	(99.4)
合計	現	(507,087)	(79,730,716,723)	491,606	78,093,289,525	1,804	107,901,552	0	0	(13,339)	(1,529,215,746)	(97.9)
	滞	(508,061)	79,873,901,253	491,606	78,093,289,525	1,804	108,211,452	0	0	(14,313)	(1,672,400,276)	(97.8)
	計	(1,015,148)	(159,604,617,976)	983,212	156,186,579,050	3,608	216,112,904	0	0	(27,652)	(3,201,616,022)	(97.8)

備考 ( )内は、不動産取得税の他の一括給与(生前給与)に係るものを除いたものである。

別表C

平成10年度 県税欠損額の事務所別内訳

区分	樹島		鴨門		阿南		日和佐		川島		島町		池田		自動車		県計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
県民税個人																		
法人	3	99,155																219,341
事業税個人	10	720,400																99,155
法人	7	1,384,438			1	31,500												720,400
不動産取得税	12	40,000						2	209,600									0
借地税	563	17,621,900	19	587,600	72	2,150,400	6	214,500	52	1,648,200	22	782,000	29	888,430	37	1,065,200	800	24,958,230
自動車税																		0
地区税	17	974,130																974,130
燃料引取税	40	383,257																383,257
料款	652	21,223,280	19	587,600	73	2,181,900	8	424,100	52	1,648,200	22	782,000	29	888,430	37	1,065,200	892	29,020,051
計																		90,029
県民税個人																		
法人	1	10,000	2	63,000	1	96,300												169,300
事業税個人	13	449,500			1	22,000												941,600
法人	12	1,074,828	1	13,200	1	198,600												2,118,000
不動産取得税	13	391,177	1	251,000	6	683,100			1	202,640	1	167,100						2,378,668
借地税	333	9,382,584	42	1,356,600	94	2,741,324	4	135,300	95	2,661,576	60	1,592,540	2	90,400	31	1,029,200	661	18,989,524
自動車税																		0
地区税																		0
燃料引取税																		0
料款	372	11,308,089	46	1,773,829	103	3,741,324	4	135,300	96	2,864,216	63	2,229,740	2	90,400	31	1,029,200	717	23,172,098
計																		51,374
県民税個人																		
法人	35	1,207,385																7,636,639
事業税個人	1	70,000			3	6,429,254												549,900
法人	8	180,300			2	33,663,800												33,844,100
不動産取得税	3	10,633,000	1	208,067														10,841,067
借地税	15	22,500																22,500
自動車税	104	2,719,014			1	5,300												3,048,748
地区税																		0
燃料引取税																		0
料款	4	24,975																24,975
計	170	14,857,174	1	259,441	6	40,098,354	2	479,900	0	0	10	287,834	5	34,200	1	2,400	195	56,019,303
県民税個人																		
法人	0	0	0	141,403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360,744
事業税個人	39	1,316,540	2	63,000	4	6,525,554	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,905,094
法人	24	1,239,900	0	0	1	22,000	2	479,900	0	0	2	470,100	0	0	0	0	0	2,211,900
不動産取得税	8	180,300	1	13,200	3	33,862,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,055,900
借地税	22	13,092,266	2	459,067	7	714,600	2	209,600	1	202,640	1	167,100	0	0	0	0	0	14,845,273
自動車税	40	453,677	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453,677
地区税	1,000	29,723,498	61	1,944,200	167	4,897,024	10	349,800	147	4,309,776	92	2,662,374	36	1,013,030	69	2,096,800	1,582	46,996,502
料款	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	459,677
計	17	974,130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	974,130
燃料引取税	44	408,232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	408,232
料款																		
計																		108,211,452



## 別表D

## 県税収入推移表(原計)

科 目	平成10年度		平成9年度		平成8年度		平成7年度		平成6年度	
	件数	税額千円	件数	税額千円	件数	税額千円	件数	税額千円	件数	税額千円
法人県民税	25,379	4,455,429	25,342	4,837,638	25,104	5,376,918	24,649	4,835,040	24,265	4,233,275
個人事業税	15,254	976,870	15,703	977,568	14,925	900,116	14,428	825,158	13,451	727,216
法人事業税	12,267	21,478,436	13,208	22,798,167	13,254	25,155,897	13,268	22,177,500	13,256	20,171,602
不動産取得税	11,360	3,145,236	13,182	3,904,982	13,956	4,096,375	13,118	4,065,330	12,630	3,536,339
特別地方消費税	10,564	412,876	11,423	398,557	10,983	410,832	10,827	419,383	10,603	425,517
自動車税	360,278	11,444,058	353,789	11,120,523	346,028	10,664,165	333,514	10,182,394	323,603	9,739,476
その他	56,842	36,180,385	56,783	33,117,371	63,373	30,840,179	60,333	32,619,842	60,924	34,075,651
(内地方消費税)		(8,794,320)		(2,590,986)		( )		( )		( )
合 計	491,944	78,093,290	489,430	77,154,806	487,623	77,444,482	470,137	75,124,647	458,732	72,909,076

別表 B

収入未済額推移表（県計）

科 目	平成10年度		平成9年度		平成8年度		平成7年度		平成6年度	
	件数	税額千円	件数	税額千円	件数	税額千円	件数	税額千円	件数	税額千円
法人県民税	162	16,910	176	25,623	179	31,917	149	23,431	122	8,678
個人事業税	404	33,328	355	32,610	325	21,179	390	26,589	318	20,664
法人事業税	84	110,418	77	150,107	81	144,784	76	113,632	75	48,816
不動産取得税	559	150,036	603	150,448	626	147,851	669	200,429	587	140,020
特別地方消費税	1,752	18,069	1,595	19,865	1,228	17,171	1,403	16,315	1,390	21,494
自動車税	10,169	323,018	10,194	323,031	9,979	311,363	9,782	302,307	9,561	291,378
その他	209	877,437	303	841,504	395	785,737	558	711,107	669	609,667
合 計	13,339	1,529,216	13,303	1,543,188	12,813	1,460,002	13,027	1,393,810	12,722	1,140,717

# 別表F

## 不納欠損額推移表

科 目	平成10年度		平成9年度		平成8年度		平成7年度		平成6年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
法人県民税	45	7,905	21	3,345	16	489	18	1,028	8	471
個人事業税	29	2,212	33	1,074	31	1,810	19	2,734	10	414
法人事業税	12	34,056	8	12,634	8	256	10	4,104	4	169
不動産取得税	35	14,845	44	9,951	25	4,925	35	3,807	33	9,426
特別地方消費税	40	454	52	709	89	906	85	1,245	109	1,185
自動車税	1,582	46,997	1,557	44,445	1,479	42,548	1,241	35,544	1,307	36,395
その他	61	1,742	40	3,319	140	10,277	65	2,476	276	6,687
合 計	1,804	108,211	1,755	75,477	1,788	61,211	1,473	50,938	1,747	48,747

# 別表G

## 自動車税滞り系内整理状況

(現年課税分)

年度	関定額		納期内納付額 A		滞納額 B		滞納額のうち整理済額 C		任意納付		滞納処分時納付		差引		徴収嘱託額	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
平成6年	324,734	9,772,848,900	209,923	6,115,464,600	114,811	3,667,394,300	107,976	3,443,922,000	3,601	107,027,464	122	3,938,200	11	380,100		
平成7年	334,997	10,230,741,300	226,667	6,718,017,500	108,430	3,512,723,800	101,366	3,288,406,900	3,426	104,467,199	219	7,003,400	26	914,311		
平成8年	347,725	10,717,381,100	246,282	7,385,518,200	101,443	3,321,882,900	95,389	3,129,011,800	2,268	67,014,400	134	4,409,894	37	1,308,691		
平成9年	365,691	11,178,283,900	246,176	7,666,018,900	109,406	3,623,266,000	102,883	3,413,612,900	2,272	68,430,600	161	6,236,800	132	3,935,201		
平成10年	381,850	11,493,082,400	251,142	7,798,376,000	110,708	3,694,707,400	104,366	3,488,626,296	2,205	67,785,286	137	4,484,000	81	2,611,670		

前年度のうちに整理済額 C	収入計 A		欠損額 B		整理未済額 C		整理済額のうち整理済額		滞納額のうち整理済額		徴収嘱託額	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
34	772,100	9,671,494,464	3	44,900	3,104	101,309,646	58	1,967,600	364	10,098,000	1,370	64,676,646
41	512,900	10,119,312,210	1	37,600	3,352	111,391,690	63	1,913,788	278	7,635,351	1,600	65,119,707
28	537,700	10,697,600,685	2	4,400	3,687	19,676,016	31	996,016	162	3,770,606	1,892	73,968,093
46	927,265	11,047,161,666	9	164,400	3,903	30,957,834	83	2,908,532	168	3,864,600	1,885	77,811,382
56	969,800	11,362,751,951	19	260,100	3,845	30,070,349	58	1,948,890	147	3,713,675	1,785	73,361,160

(注) 1. 任意納付の滞り状況は平成11年で73,266件、2,646,739,280円である。  
 2. 任意納付とは納付書による納付、滞納処分時納付とは徴収嘱託による直接集金である。  
 3. 徴収嘱託とは車検未到来分である。

整理未済額のうち整理済額 C	収入計 A		滞納額のうち整理済額		滞納処分時納付		徴収嘱託額	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
69	1,983,500	1,172,302,998,000	1,172	30,298,000	396	12,266,678	22	3,949,600
68	2,179,900	1,244,313,146	1,244	31,331,146	352	11,028,771	189	6,780,525
74	2,232,800	1,391,34,624,300	1,391	34,624,300	248	7,676,998	66	1,743,679
84	2,813,536	1,646,39,465,085	1,646	39,465,085	264	7,789,700	106	3,040,219
139	4,523,900	1,567,42,213,624	1,567	42,213,624	243	7,893,700	80	2,297,889

年度	前年度よりの滞納額		繰越額 A		繰越額 B		滞納額のうち整理済額 C		任意納付		滞納処分時納付		徴収嘱託額	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
平成6年	9,766	296,617,613	28	2,117,300	9,737	294,400,313	1,409	49,980,800	396	12,266,678	123	3,949,600	22	760,065
平成7年	9,661	291,378,387	21	1,874,500	9,640	289,603,887	1,257	44,386,256	352	11,028,771	189	6,780,525	37	1,039,630
平成8年	9,782	302,307,034	21	1,811,766	9,761	300,696,279	1,467	62,684,107	248	7,676,998	113	3,823,279	66	1,743,679
平成9年	9,979	311,363,303	20	1,648,400	9,959	309,714,903	1,604	67,898,213	264	7,789,700	117	3,534,200	106	3,040,219
平成10年	10,194	323,939,902	15	2,040,700	10,179	320,899,202	1,739	63,104,399	243	7,893,700	211	7,255,088	80	2,297,889

届出額のうち整理済額	収入計		欠損額		整理未済額		整理未済額		納税の延滞額		納税の延滞額	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
その他の収入												
27	1,024,200	67,081,233	1,304	36,350,239	6,467	190,068,841	83	2,370,620	1,879	64,499,081	218	8,402,600
35	846,800	63,081,892	1,240	35,508,561	6,430	190,915,443	136	3,981,632	2,604	75,624,643	167	6,586,100
19	737,600	66,364,661	1,477	42,543,440	6,992	191,787,288	172	5,109,362	2,443	71,280,676	216	8,677,700
29	1,098,783	73,361,115	1,648	44,280,720	6,291	192,073,068	180	5,684,289	2,136	62,490,709	233	9,665,994
19	755,100	81,306,178	1,663	46,736,402	6,324	192,947,624	379	11,805,207	1,692	48,365,130	256	10,540,267

整理未済額の内訳	
交付要求額及び参加差押額	
件数	税額
287	7,813,524
157	4,356,734
196	5,718,196
186	5,332,194
219	6,151,202

その他の未済額	
件数	税額
3,836	112,690,646
3,249	97,106,935
3,233	97,094,065
3,341	102,635,393
3,621	108,364,629

# 別表 H

## 施設別、所得階層別滞納負担金

### 1.扶養義務者負担分

施設種別	B階層	C1階層	C2階層	D1階層	D2階層	D3階層	D4階層	D5階層	D6階層	D8階層	合計	率
児童養護施設	1,314,710	1,944,330	2,805,350	2,829,900	3,271,650	2,013,710	1,445,000	0	0	0	15,624,650	36.0%
乳児院	158,180	63,000	26,400	0	0	0	435,000	0	0	340,000	1,022,580	2.4%
児童自立支援施設	62,000	270,000	46,200	417,900	955,800	74,800	990,700	741,600	0	0	3,559,000	8.2%
里親	199,500	101,100	331,500	445,500	438,300	208,800	493,000	0	0	0	2,217,700	5.1%
知的障害児施設	1,271,380	1,242,330	1,079,760	846,900	1,710,510	1,196,500	2,305,300	947,600	0	0	10,600,280	24.4%
知的障害児通園施設	37,400	135,300	0	56,100	181,000	347,400	391,500	41,200	305,700	0	1,495,600	3.4%
盲児施設	81,400	132,600	105,900	317,100	621,000	479,100	261,000	0	0	0	1,998,100	4.6%
虚弱児施設 *	6,600	0	33,000	0	0	392,700	29,000	543,840	0	0	1,005,140	2.3%
肢体不自由児施設	63,800	195,600	192,000	342,000	418,500	953,700	348,000	288,400	611,400	0	3,413,400	7.9%
重症心身障害児施設	240,100	435,600	39,600	112,500	424,500	532,400	681,400	0	0	0	2,466,100	5.7%
難聴幼児通園施設	0	0	0	0	0	27,900	0	0	0	0	27,900	0.1%
合計	3,435,070	4,519,860	4,659,710	5,367,900	8,021,260	6,227,010	7,379,900	2,562,640	917,100	340,000	43,430,450	100.0%
率	7.9%	10.4%	10.7%	12.4%	18.5%	14.3%	17.0%	5.9%	2.1%	0.8%	100.0%	

\*虚弱児施設は平成7年3月31日廃止された。

### 2.本人負担分

施設種別	6階層	11階層	20階層	21階層	22階層	28階層	合計
知的障害児施設	27,000	74,100	0	616,000	1,909,600	0	2,626,700
重症心身障害児施設	0	0	754,500	7,591,600	10,946,100	239,000	19,531,200
合計	27,000	74,100	754,500	8,207,600	12,855,700	239,000	22,157,900

1. 2. 合計 65,588,350

(参考)

B階層 市町村民税非課税世帯で生活保護を受けていない世帯

C1階層 市町村民税均等割のみ課税世帯

C2階層 市町村民税所得割課税世帯

D1階層 所得税3万円以下

D2階層 所得税3万円超8万円以下

D3階層 所得税8万円超14万円以下

D4階層 所得税14万円超28万円以下

D5階層 所得税28万円超50万円以下

D6階層 所得税50万円超80万円以下

D8階層 所得税116万円超165万円以下

6階層 収入額32万円超34万円以下  
 11階層 収入額42万円超44万円以下  
 20階層 収入額60万円超64万円以下  
 21階層 収入額64万円超68万円以下  
 22階層 収入額68万円超72万円以下  
 28階層 収入額92万円超96万円以下

収入額とは年収入より基礎控除、租税、社会保険料その他の必要経費を控除したあとの金額を言う。

別表 工

母子福祉資金の貸付状況

	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	17	30,900,000	10	20,800,000	12	25,280,000	13	27,310,000	14	31,440,000
事業継続資金	16	14,000,000	11	9,750,000	6	6,350,000	8	9,140,000	6	6,830,000
修学資金	242	61,758,000	237	66,158,100	223	70,430,000	233	74,662,380	212	77,047,000
技能留得資金	3	828,000	7	2,080,000	2	516,000	2	700,000	7	2,092,000
修業資金	16	4,404,000	15	4,196,000	14	4,072,000	16	5,196,000	13	4,496,000
就職支度資金	4	320,000	4	320,000	1	85,000	6	645,000	2	180,000
療養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	150,000
生活資金	0	0	1	1,056,000	3	2,289,000	3	2,912,000	7	2,067,000
住宅資金	16	16,400,000	12	11,135,000	13	13,432,000	6	7,650,000	10	12,300,000
転宅資金	3	410,000	1	180,000	1	210,000	3	630,000	4	823,000
就学支度資金	58	4,271,000	50	3,634,800	45	8,595,000	66	17,161,600	47	13,555,000
結婚資金	0	0	2	500,000	0	0	4	1,070,000	0	0
児童扶養資金	1	58,000	2	186,800	1	36,690	2	149,960	2	153,320
合計	376	133,349,000	352	119,996,700	321	131,295,690	362	147,226,940	325	151,133,320

	平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	13	29,270,000	13	27,080,000	5	12,820,000	5	12,020,000	2	4,320,000
事業継続資金	2	2,410,000	3	3,840,000	4	4,590,000	2	2,760,000	1	1,400,000
修学資金	197	75,282,000	174	71,550,000	184	86,578,000	182	91,738,000	174	90,387,000
技能留得資金	5	1,342,000	4	1,084,000	0	0	0	0	3	1,630,000
修業資金	13	4,752,000	6	2,176,000	12	4,704,000	8	2,832,000	12	4,666,000
就職支度資金	4	975,000	4	1,100,000	4	790,000	2	610,000	2	410,000
療養資金	1	150,000	1	250,000	1	250,000	0	0	0	0
生活資金	2	860,000	1	600,000	1	300,000	1	300,000	1	250,000
住宅資金	6	7,400,000	3	4,250,000	3	4,750,000	1	2,000,000	1	2,000,000
転宅資金	1	220,000	3	629,900	0	0	1	215,000	4	706,500
就学支度資金	49	13,510,000	49	15,460,000	52	15,329,600	51	16,720,800	44	13,915,000
結婚資金	0	0	1	280,000	0	0	0	0	0	0
児童扶養資金	2	155,480	3	189,040	3	191,800	2	164,400	1	54,800
合計	295	136,326,480	265	128,488,940	269	130,303,400	255	129,360,200	245	119,739,300

## 別表 J

## 寡婦福祉資金の貸付状況

	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	4	6,600,000	3	6,300,000	3	5,660,000	3	4,900,000	5	10,640,000
事業継続資金	4	4,050,000	8	8,100,000	5	5,270,000	7	7,590,000	10	11,440,000
修学資金	11	3,820,000	9	3,165,000	6	2,322,000	4	1,716,000	6	2,391,000
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	2	408,000	1	240,000	0	0	1	264,000	2	516,000
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	290,000
療養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	250,000
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	13	14,670,000	9	8,100,000	12	13,100,000	17	24,200,000	7	9,450,000
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	0	0	1	80,000	0	0	0	0	1	360,000
結婚資金	3	750,000	3	750,000	3	780,000	3	810,000	2	540,000
児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	37	30,298,000	34	26,735,000	29	27,132,000	35	39,480,000	35	35,877,000

	平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	1	2,580,000	0	0	1	2,760,000	0	0
事業継続資金	5	5,620,000	2	2,290,000	1	1,300,000	2	2,680,000	2	2,200,000
修学資金	5	2,388,000	5	2,640,000	11	6,278,400	10	5,448,400	9	5,378,400
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	480,000
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	420,000
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,200,000
住宅資金	4	4,850,000	4	5,000,000	5	8,100,000	2	2,850,000	2	2,800,000
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	1	370,000	1	380,000	4	1,220,000	1	390,000	2	770,000
結婚資金	0	0	0	0	1	280,000	3	860,000	1	300,000
児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	15	13,228,000	13	12,890,000	22	17,178,400	19	14,988,400	19	13,548,400



# 別表 Ⅺ

福祉事務所別、資金別滞納額 《平成10年度未現在》

## 母子福祉資金貸付金

資金種別	4市		中央		那賀		日和佐		川島		脇町		池田		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
資金開始	101	60,273,765	17	17,360,743	1	1,955,513	0	0	6	1,870,879	3	1,642,448	5	4,931,553	133	88,034,901
事業継続	46	17,880,893	5	1,224,381	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	19,105,274
修学	86	18,369,109	17	2,698,281	4	447,106	2	25,900	2	47,050	4	269,600	1	165,600	116	22,022,646
技能習得	5	330,903	1	43,440	0	0	1	14,480	3	200,963	0	0	0	0	10	589,786
修業	11	1,056,812	4	563,295	0	0	0	0	0	0	3	255,280	0	0	18	1,875,387
就職支度	5	234,437	2	27,348	0	0	0	0	2	42,457	0	0	0	0	9	304,242
療養	1	29,635	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	98,800	
生活	4	617,566	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	196,224	
住宅	14	4,776,715	0	0	0	0	1	106,293	0	0	2	620,881	1	1,173,356	5	813,790
転宅	5	577,022	2	316,981	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	894,003
就学支度	29	1,088,972	10	99,602	2	32,167	0	2,916	0	0	0	0	1	37,500	42	1,261,157
結婚	1	204,943	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	204,943
児童扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	308	105,440,772	58	22,334,071	8	2,708,033	4	149,589	13	2,161,349	12	2,788,209	10	6,603,033	413	142,185,056

## 寡婦福祉資金貸付金

資金種別	4市		中央		那賀		日和佐		川島		脇町		池田		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
資金開始	15	11,753,546	6	3,952,637	0	0	1	1,099,328	0	0	1	55,520	0	0	23	16,861,031
事業継続	17	7,930,559	1	559,036	1	150,652	1	208,871	1	200,902	1	119,315	1	102,644	23	9,271,979
修学	11	4,841,857	0	0	0	0	0	0	0	0	1	62,400	0	0	12	4,904,257
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅	7	2,268,401	2	562,687	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2,831,088
転宅	1	90,710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90,710
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚	0	2,516	2	9,164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	11,680
合計	51	26,887,589	11	5,083,524	1	150,652	2	1,308,199	1	200,902	3	237,235	1	102,644	70	33,970,745

# 別表Ⅰ

償還残額一覧表

《平成10年度末現在 但し、収納の基準日は平成11年5月31日》

## 母子福祉資金貸付金

資金種別	4市		中央		那賀		日和佐		川島		脇町		池田		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	100	77,601,895	16	19,036,404	1	1,955,513	0	0	5	1,805,648	3	2,341,353	5	4,848,553	130	107,589,366
事業継続	46	17,740,893	5	1,224,381	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	18,965,274
修学	86	29,641,167	16	4,998,581	4	301,766	0	0	2	475,150	4	1,303,600	1	784,100	113	37,504,364
技能習得	5	695,989	1	95,614	0	0	0	0	3	758,043	0	0	0	0	9	1,549,646
修業	11	2,114,614	4	545,138	0	0	0	0	0	0	3	255,280	0	0	18	2,915,032
就職支度	5	234,437	2	405,590	0	0	0	0	2	405,590	0	0	0	0	9	1,045,617
療養	1	29,635	0	0	1	273,247	0	0	0	0	0	0	0	1	131,520	
生活	4	1,182,561	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	270,934		
住宅	14	5,561,309	0	0	0	0	1	75,905	0	0	2	1,575,992	1	1,590,870		
転宅	5	745,013	2	351,844	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1,097,657	
就学支度	29	2,566,156	9	243,053	2	204,998	0	0	0	0	0	0	1	255,000		
結婚	1	204,943	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	204,943	
児童扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	307	138,319,412	55	26,900,605	8	2,735,524	1	75,905	12	3,444,431	12	5,476,225	10	7,880,977	405	184,833,079

## 専婦福祉資金貸付金

資金種別	4市		中央		那賀		日和佐		川島		脇町		池田		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	15	12,424,701	6	7,994,745	0	0	1	1,236,727	0	0	1	50,520	0	0	23	21,706,693
事業継続	17	7,870,559	1	559,036	1	150,652	1	208,871	1	904,057	1	1,022,676	1	97,644	23	10,813,495
修学	11	5,392,457	0	0	0	0	0	0	0	0	1	62,400	0	0	12	5,454,857
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅	7	2,252,401	2	925,520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3,177,921
転宅	1	90,710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90,710
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9,164
合計	51	28,030,828	11	9,488,465	1	150,652	2	1,445,598	1	904,057	3	1,135,596	1	97,644	70	41,252,840